

入札保証金について

- 1 入札保証金は、見積金額の100分の5以上の金額を納めること
入札保証金の計算額に千円に満たない端数があるときは千円を切り上げて納めること。
注：見積金額とは、見積もった契約希望金額（入札書記載金額+消費税および地方消費税）のことであり、入札書記載金額ではないことに注意すること。
- 2 入札者で落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後直ちに還付し、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付する。
- 3 入札保証金の免除
次に掲げる場合においては、免除する。
 - (1) 損害保険会社との間に、福井県下水道公社（当公社という。以下同じ。）を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を当公社に提供したとき。
 - (2) 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（具体的には、当公社理事長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。）
 - ア 当公社発注の修繕等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者
 - イ 当公社発注の修繕等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者
 - ウ ア、イ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者
 - (3) 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登録されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 免除要件と確認方法および確認時期
 - (1) 3（1）の場合は、入札の当日入札執行前に、保険証券を入札執行者に提出のこと。
注：保証される金額は、（見積もった契約希望金額（入札書に記載しようとする金額+消費税および地方消費税）×5/100）以上の定額とし、入札保証金の計算額に千円に満たない端数があるときは千円に切り上げること。
 - (2) 3（2）（3）の場合は、事前の免除手続は要しない。ただし、3（2）アからウのいずれかに該当する者が入札保証金を納付しない場合は、当該入札者のした入札は無効となるので、注意すること。
- 5 その他
 - 4（1）（2）によりがたい場合および他の納付方法を希望する場合は、事前に、入札公告に示した問い合わせ先に連絡すること。